

ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	19	開封日	平成30年1月4日
ご 意 見			
<p>消防団の方には日頃から活動して頂いていることは感謝しております。しかしながら、毎年年末に寄付金をもらいに地域を回られております。この寄付金が何に使われているのか尋ねても、言葉を濁して明確な答えは返ってきません。寄付したくないわけではありませんが、一生懸命働きコストを削減しながら経営している者として、腑に落ちないところです。経営者の仲間にも聞きましたが、同様に寄付金を集めに来られています。同様の問題は全国にもあるようで、寄付を禁止しているところもあります（インターネットで調べたら出てきます）。人吉市消防団条例を見ましたが、11条の（7）に寄付行為の禁止が謳ってあるにも関わらず、消防団のハッピーを着て来られます。消防団には町内からも出しております。消防団が集めている寄付金を人吉市や消防団はどのようにお考えでしょうか。</p>			
回 答			
<p>消防団業務を担当している防災安全課からお答えします。</p> <p>消防団は、消防本部・消防署と同様に市町村に設置された消防機関ですが、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、普段は様々な仕事に就いている地域住民で構成されています。消防団員は通常、各自の仕事に就きながら、火災や災害時の活動、平時の訓練、防火啓発活動などを行っています。</p> <p>各部では、各団員の報酬や町内会や後援会からの援助金などで運営しているようでございます。しかし、1年の中でも年末、年始においては年末特別警戒や出初式など活動が増加することから、これまでの慣習で、消防団の各部によっては管轄町内の事業所等に寄付を募っていたようでございます。</p> <p>さて、ご指摘いただきました消防団による寄附金集めに関しては、人吉市消防団条例において「団員は消防団又は団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、又は営利行為をなし、若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない」と明記されています。これまで条例の条文にある「みだりに」という解釈を常識の範囲内においてと解しておりましたが、今回のご指摘を機に他自治体の状況などを調査し協議した結果、人吉市消防団においては「消防団員による寄附金を集める行為は、住民に対し消防団の活動に誤解を招くおそれがあり慎むべきもの」との方針を決定したところでございます。</p> <p>今後とも人吉市消防団へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>			